

第Ⅳ部

特別支援学級における教育課程編成及び実施の 現状と課題

第1章 全国都道府県・指定都市教育委員会調査の概要（平成24年度）

1. 調査の目的

小・中学校の特別支援学級における教育課程の編成にあたっては、特別支援学校の学習指導要領を参考して「特別の教育課程」を編成することができる。特別支援学校の学習指導要領を踏まえた教育課程の編成は、従来から重要な課題の一つであり、全国の教育委員会からも、「特別な教育課程」の編成に関する関連する研究を求める声が継続して寄せられてきた。しかしながら、特別支援学級において特別の教育課程を編成する際に、特別支援学校の学習指導要領がどのように参考にされているか、特別支援学級での教育課程編成に関する手引書等の有無とその活用、各学校での教育課程編成の手順等についてなど明らかとなっていることはほとんどない。そこで、全都道府県・指定都市教育委員会への質問紙調査により、特別支援学級での教育課程編成の現状と課題を明らかにすることを目的とした。

2. 方法

（1）調査の対象

- ① 全国 47 都道府県教育委員会特別支援教育担当主管
- ② 全国 20 政令指定都市教育委員会特別支援教育担当主管

（2）調査の方法

調査方法は、本研究所内に設置されたアンケートシステム「WEB CAS formulator」を用いて実施した。

調査名は、「全国の小中学校の特別支援学級における「特別の教育課程」の編成と実施に関する調査」とし、調査期間は、2012年8月1日から2012年8月31日であった。

（3）調査の内容

調査内容は、特別支援学級について、①一学級あたりの定数、②教員配置の加配、③教育課程編成に関する研修や手引きの作成、④教育課程編成に関する単独事業、⑤交流及び共同学習における総時間数の基準、⑥特別支援学校センター的機能の活用や特色ある取組、⑦教育課程編成における課題についてとした。

（4）倫理的配慮

本調査は、国立特別支援教育総合研究所における倫理審査委員会の承認を経て実施した。

3. 結果

調査対象者すべてから回答を得た（回収率100%）。

（１）一学級あたりの定数について

「特別支援学級一学級あたりの児童生徒の定員について義務標準法では８人ですが、それとは別に貴都道府県（貴市）で独自の基準を設けていますか？」の問に対して４都道府県、１市から独自の基準があると回答があった。その具体的な基準は、以下のとおりである。

- ・上限７人とし、在籍者１名から学級を設置している。
- ・自閉症・情緒障害特別支援学級については５人。
- ・言語障害、弱視、難聴の特別支援学級及び自閉症・情緒障害の特別支援学級の一部については１０人を標準としている。それ以外は、８人を標準としている。
- ・特別支援学級１学級あたりの児童生徒数の定員６人。
- ・本市で設置している自閉症・情緒障害特別支援学級の対象児童生徒は、発達に遅れがあることを前提としているが、各小中学校において知的障害特別支援学級該当と自閉症・情緒障害特別支援学級該当の児童生徒数の合計が３名以下の場合、知的障害特別支援学級のみを設置し、合計４名以上の場合に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置している。

（２）教員配置の加配について

「特別支援学級１学級あたりの教員配置について、貴都道府県（貴市）で義務標準法に定められた定数に加えて、特別支援学級の設置に着目して独自の加配を行っていますか？（常勤・非常勤は問いません。また、学校支援員、介助員等は含みません。）」の問に対して、１７都道府県（３６％）、４市（２０％）から独自の基準があると回答があった。その具体的な内容を要約すると、一学級あたりの児童生徒数が多い場合、在籍している児童生徒の学年の幅が広い場合、一学校に多数の特別支援学級が設置されている場合、障害の程度が重い児童生徒が学級に在籍している場合などであった。

（３）教育課程編成に関する研修や手引きの作成について

①手引きの作成

「貴都道府県（貴市）教育委員会は、特別支援学級の教育課程の編成について記載された手引き等を作成していますか？」の問に対して２５都道府県（５３％）、１１市（５５％）が作成していると回答があった。

手引き等を作成した年度は表Ⅳ－１－１に示した通り、都道府県・市とも２０１０年が最も多かった。またこのうちホームページの掲載をしていないのは、都道府県で６件、市では７件であった。

表Ⅳ－１－１ 手引書作成の年度

	2012 年	2011 年	2010 年	2009 年	2008 年	2007年以前
都道府県	5	4	8	5	1	2
指定市	1	3	5	1	1	0

②教育課程に関する研修の実施

「貴都道府県（貴市）教育委員会および教育センター等が主催する、特別支援学級の教育課程に関する研修はありますか」の質問に対して、46都道府県（98%）、20市（100%）が実施していると回答があった。その研修の対象者は、主に特別支援学級担任であり、管理職を対象としたものは都道府県で6件、市で5件、教務主任を対象としたものは都道府県で4件、市で2件であった。研修日数は、4日間から1時間までさまざまであった。4日間の研修内容では、障害種別の特別支援学級等の教育課程、児童生徒の実態把握と指導の工夫、障害種別の特別支援学級の経営等の実際、個別の教育支援計画と個別の指導計画の活用であった。

（４）教育課程編成に関する単独事業について

「平成19年度以降に、貴都道府県（貴市）では「特別支援学級の教育課程編成に関する取組」を、単独事業として実施していますか」の問に対して、5都道府県（11%）、3市（15%）が実施していると回答があった。

（５）交流及び共同学習における総時間数の基準について

「特別支援学級における交流及び共同学習の年間総時間数に関連して、貴都道府県（貴市）として一定の基準がありますか」の質問に対して、5都道府県（11%）、3市（15%）であると回答した。回答のあった都道府県・市で、どのような基準、内規なのかを自由記述で求めたところ、基準を設定している8自治体のうち5自治体が交流及び共同学習の時間が年間総授業時間数の1/2を超えないことを基準としていた。週当たりの授業時数についても同様の回答が多く、それ以外では、「特別支援学級における週あたりの指導時間数を9時間以上とする」、「特別支援学級に在籍する児童生徒の特別支援学級における学習時間は、週8単位時間を超えることとする」などの内規が示されていた。

（６）特別支援学校センター的機能の活用や特色ある取組について

①特別支援学校センター的機能の活用

「特別支援学校のセンター的機能として、小・中学校特別支援学級の教育課程編成に関わる助言などの取組について、貴教育委員会において把握している事例があれば、概要をお書き下さい」の質問に、17都道府県（36%）、5市（25%）から回答があった。

特別支援学校の教員が巡回相談の時に、特別支援学級の教育課程編成に関わる助言をしているとの回答が多かった。また、特別支援学級担当教員研修会での助言や特別支援学校の障害種別の専門性を生かした支援を行う際に、教育課程についても助言をしている例もみられた。

②特色ある取組

「特別支援学級の教育課程編成に関して、貴都道府県（貴市）において特色ある取組や事例があればお書き下さい」の質問に、14 都道府県（30%）、3 市（15%）から回答があった。

特別支援学級の教育課程について、研究を行っている（5 自治体）、特別支援学級の教育課程実施状況調査を行っている（4 自治体）であり、そのうち指導助言を行なっているところが 1 自治体あった。それ以外では、指導主事研修会での研修や教育課程編成に関する手引書を作成し相談会を開催しているなどが記述されていた。個別の教育支援計画の作成などについての記述もあった。

（7）教育課程編成における課題

①特別支援学級の教育課程編成に関する課題

「貴教育委員会として、特別支援学級の教育課程編成に関する課題があればお書き下さい」の質問に 37 道府県（79%）、13 市（65%）から回答があった。

回答の多かった順に、特別支援教育や特別支援学級の教育課程に関する「専門性の確保・維持・向上」（16 県・4 市）、「児童生徒の実態に応じた教育課程の編成」（10 道府県・5 市）、「管理職や担当者の特別支援学級の教育課程に関する理解」（7 県・1 市）、「自立活動の理解と位置づけ」（5 県・1 市）、「学習評価の在り方」（2 県）であった。

②障害種別の視点からの特別支援学級の教育課程編成上の課題

「貴教育委員会として、障害種別の視点からの特別支援学級の教育課程編成上の課題があればお書き下さい」の質問に 32 都府県（68%）、15 市（75%）から回答があった。

自閉症・情緒障害学級についての回答数が 18 自治体と最も多く、次に知的障害特別支援学級についての回答（7 自治体）であった。自閉症・情緒障害特別支援学級の回答内容では、「中学校における各教科の指導」や「障害の程度が異なる児童生徒が同一学年に在籍している場合の教育課程の編成」に関する課題などであった。知的障害特別支援学級については、「各教科等を合わせた指導の内容の妥当性」についての課題などが記述されていた。複数の障害種にまたがった課題として、一つの学級に複数の障害種の児童生徒が在籍している場合の教育課程編成の仕方、教職員の専門性、自立活動の取扱い等があった。

③その他の特別支援学級の教育課程に関する意見

「特別支援学級の教育課程について、その他ご意見があればお書き下さい」の質問に 18 府県、4 市から回答があった。

特別支援学級の教育課程編成の手引きの必要性についての回答が多く記述されていた。

また、障害の種類や程度、該当学年に準じた教育課程編成に関する課題や個別の指導計画に基づいた教育課程編成の在り方についての課題、交流及び共同学習を実施する際の課題、教職員の専門性の確保についての課題等の記述があった。

4. まとめと考察

小・中学校の特別支援学級における教育課程の編成にあたっては、特別支援学校の学習指導要領を参考して「特別の教育課程」を編成することができる。今回の全都道府県・指定都市教育委員会への質問紙調査により、特別支援学級での教育課程編成にかかる各教育委員会の取り組みの現状と課題に関して以下のような把握ができた。

各教育委員会では、手引き等を作成したり、研修を設定したりして特別支援学級における指導の充実や教育課程の編成に向けた取り組みが行われていた。一方、特別支援学級の教育課程編成に関する課題として、専門性の確保・向上・維持に関すること、障害の程度や学年等が大きく異なる児童生徒が在籍している特別支援学級の教育課程編成の在り方、障害の程度が異なる児童生徒が同一学年に在籍している場合の教育課程の編成の在り方、特別支援学級に在籍する児童生徒における交流及び共同学習の教育課程上の位置づけ等を挙げる教育委員会が多かった。

今後、インクルーシブ教育システム構築に向け、「域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)」の考えを踏まえ、特別支援学級設置校が、特別支援学校のセンター的機能の活動と連携して特別支援学級の教育課程、特に「特別の教育課程」の編成を行っていくことも必要であろう。特別支援学級担任の人事と専門性の確保、特別支援学級設置校における管理職のリーダーシップと全教職員の特別支援教育への理解とかかわり、障害の程度や学年が異なる多様な特別な教育ニーズの児童生徒が一つの学級に在籍する場合の教育課程編成の仕方など課題は山積みである。そしてこれらの課題は、特別支援学級担任の努力だけでは解決できないものもあり、今後、解決の糸口を探っていく必要があると考える。

(小林 倫代)

第2章 小・中学校における「特別の教育課程」の編成及び実施の現状

第1節 小・中学校の特別支援学級における「特別の教育課程」の編成と実施に関するアンケート調査

1. 目的

本調査は山形県、福井県、長崎県における小・中学校の特別支援学級を対象に質問紙調査を行い、「特別の教育課程」の編成と実施の現状と課題に明らかにすることを目的とした。

2. 方法

(1) 調査対象および選定理由

山形県、福井県、長崎県の特別支援学級が設置された小・中学校すべてを対象とした。

上記3県を調査対象に選定した理由については、山形県は県内の特別支援学級の担任会などが連携を密に行っていること、福井県は特別支援学級担当者の特別支援学校教員免許状の保有率が他県と比較して高いこと、長崎県は特別支援学級の教育課程編成に関する詳細な手引きを作成していることなど、3県が特別支援学級に関して特色ある取組をしているという情報を本研究所で把握していた。このような特色ある取組をしており、特別支援学級の教育課程の編成や実施に関する課題を明らかにしやすいと考え、この3県を調査対象とした。

(2) 手続き

3県の教育委員会に対して、平成25年1月に調査用紙を送付し、教育委員会から各小・中学校に調査用紙を配付してもらった。

(3) 調査内容および作成手続き

調査内容の作成手続きについては、山形県、福井県、長崎県の特別支援学級担当の指導主事との、特別支援学級の現状と課題に関する研究協議会の結果をもとに、教育課程チームのメンバーでの協議のもとに作成した。

調査内容は、学級担任に関する基本情報、特別支援学級の教育課程の編成、教育課程の実際、教育課程編成上の課題についてとした。回答は記名式で、各質問項目に選択肢を設けた。郵送にて平成25年2月までに返送してもらった。

3. 結果

(1) 山形県

①回収率および学級担任

小学校では234校中218校から(回収率93.2%)、中学校では97校中85校から(回収率87.6%)回答を得た。小学校の回答者は354名で、その内、回答に不備がなかった344

名を分析対象とした。知的障害特別支援学級担当者が184名、肢体不自由特別支援学級が20名、病弱・身体虚弱特別支援学級が8名、難聴特別支援学級が1名、自閉症・情緒障害特別支援学級が129名、無回答が2名であった。中学校の回答者は141名で、その内、知的障害特別支援学級が77名、肢体不自由児特別支援学級が5名、病弱・身体虚弱特別支援学級が4名、弱視特別支援学級が1名、難聴特別支援学級が1名、自閉症・情緒障害特別支援学級が50名、無回答が3名であった。

教職経験年数については、小学校では「30年以上35年未満」が最も多く112件(32.5%)であった。中学校では「25年以上30年未満」が最も多く33件(23.4%)であり、次いで「20年以上25年未満」が29件(20.6%)であった。その一方で、特別支援学級の担当年数については、小学校と中学校のいずれも「5年未満」が最も多く、小学校では172件(50.0%)、中学校では87件(61.8%)であった。

特別支援学校教員免許状の保有については、「ない」が多く、小学校では200件(58.1%)、中学校では101件(71.6%)であった。

②教育課程の編成

特別支援学級の教育課程編成に関して主体となっている組織は、「特別支援学級担任主体」が最も多く、小学校では317件(92.2%)、中学校では79件(56.0%)であった。

特別支援学級の教育課程編成で特に留意していることは、「児童生徒の実態」が最も多く、小学校では343件(99.7%)、中学校では132件(93.6%)であった。次いで小学校では「個別の指導計画の評価」(167件, 48.5%)であり、中学校では「個別の指導計画の評価」(52件, 36.9%)と、「前年度からの担任の引継ぎ」(50件, 35.5%)であった。

教育課程の編成に関する研修を受講したのは、小学校では271件(78.8%)、中学校では95件(67.4%)であった。

参考資料をどのように活用して教育課程を編成しているのかについては、「参考資料を参考に在籍児の実態に合わせて編成」が最も多く、小学校では276件(80.2%)、中学校では83件(58.9%)であった。

教育課程を編成する際の外部機関からの助言や指導の有無については、「受けていない」が多く、小学校では181件(52.6%)、中学校では62件(44.0%)であった。

③教育課程の実際

教育課程を編成する単位は、小学校では「障害種別学級ごと」が109件(31.7%)、「学級ごと」が103件(30.0%)であった。中学校では「障害種別学級ごと」が54件(38.3%)であった。

下学年の教科の目標・内容に替えて指導しているかについては、小学校では「替えている」が154件(44.7%)、「一部替えている」が141件(41.0%)であった。中学校では「替えている」が81件(57.5%)であった。

各教科の一部を取り扱わない場合があるかについては、小学校と中学校のいずれも「一部を扱わない場合がある」が多く、小学校では294件(85.5%)、中学校では117件(83.0%)

であった。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科を用いて指導しているかについては、小学校と中学校のいずれも「指導している」が多く、小学校では 183 件（53.2%）、中学校では 74 件（52.5%）であった。

領域・教科を合わせた指導の実施の有無については、「日常生活の指導」では行っている割合が高く、小学校は 223 件（64.8%）、中学校は 80 件（56.7%）であった。「遊びの指導」では行っていない割合が高く、小学校は 279 件（81.1%）、中学校は 110 件（78.0%）であった。「生活単元学習」では行っている割合が高く、小学校は 300 件（87.2%）、中学校は 108 件（76.6%）であった。「作業学習」では小学校は行っていない割合が高く 315 件（91.5%）であり、中学校は行っている割合が高く 93 件（66.0%）であった。

交流及び共同学習を実施している領域・教科について、小学校では「体育」が 313 件（91.0%）、次いで「音楽」が 299 件（86.9%）であった。中学校では「音楽」が 119 件（84.4%）、次いで「総合的な学習の時間」が 114 件（80.9%）であった。

校内の障害種の異なる特別支援学級で共同学習を「行っている」と回答したのは、小学校では 211 件（61.3%）、中学校では 83 件（58.9%）であった。共同学習を実施している時間について、小学校では「特別支援学校の知的障害の教科等」が最も多く 187 件（88.6%）であった。中学校では「総合的な学習の時間」と「特別支援学校の知的障害の教科等」がいずれも 53 件（63.9%）であり、次いで「特別活動」が 51 件（61.4%）であった。

④特別支援学級の教育課程編成上の課題

1) 小学校における教育課程の内容・方法

山形県の小学校における教育課程の内容・方法についての課題の結果を表Ⅳ—2—1—1に示した。最も多いのは、「自立活動をどのように組み立てたらよいかかわからない」で 107 件（31.1%）であった。次いで、「どこに視点、重点を置いて編成したら良いかが分からない」で 99 件（28.8%）であった。

2) 小学校における教育課程に関する組織・運営面

山形県の小学校における教育課程編成に関する組織・運営面での課題の結果を表Ⅳ—2—1—2に示した。最も多いのは「教育課程編成の際、校内で特別支援学級の教員以外の教員との協議ができない」で 97 件（28.1%）であった。次いで「保護者の要望に、どのように対応して教育課程を編成したらよいかかわからない」で 88 件（25.6%）であった。なお、「特に課題となることはない」が 112 件（32.6%）であった。

3) 中学校における教育課程の内容・方法

山形県の中学校における教育課程の内容・方法についての課題の結果を表Ⅳ—2—1—3に示した。最も多いのは、「どこに視点、重点を置いて編成したら良いかが分からない」で 45 件（31.9%）であった。次いで、「自立活動をどのように組み立てたらよいかかわからない」で 39 件（27.7%）であった。

4) 中学校における教育課程に関する組織・運営面

山形県の中学校における教育課程編成に関する組織・運営面での課題の結果を表Ⅳ—2—1—4に示した。最も多いのは「教育課程編成の際、校内で特別支援学級の教員以外の教員との協議ができない」で46件(32.6%)であった。次いで「保護者の要望に、どのように対応して教育課程を編成したらよいかわからない」で39件(27.7%)であった。なお、「特に課題となることはない」が38件(27.0%)であった。

表Ⅳ—2—1—1 教育課程の内容・方法についての課題(山形県、小学校)

質問項目	合計	%
何を基にしてどのように編成したらよいかわからない	32	9.3
学習指導要領(特別支援学校)の趣旨を踏まえた教育課程編成の仕方が分からない	64	18.6
自立活動をどのように組み立てたらよいかわからない	107	31.1
年間指導計画についての検討がなされない	72	20.9
編成の際に参考になる他校の教育課程が手元がない	87	25.3
編成の際に参考となる関連資料や事例が見つからない	60	17.4
どこに視点、重点を置いて編成したら良いかが分からない	99	28.8
特に課題となることはない	73	21.2

表Ⅳ—2—1—2 教育課程の組織・運営面についての課題(山形県、小学校)

質問項目	合計	%
教育課程編成の際、校内で特別支援学級の教員以外の教員との協議ができない	97	28.1
特別支援学級の担任同士が集まって協議する場が必要だがない	40	11.6
教育課程編成を担当する部署(校内組織)が整っていない	61	17.7
教育課程の編成にあたって管理職のリーダーシップが必要と感じている	34	9.9
教育課程の編成手順がわからない	46	13.4
管理職と特別支援学級担当者との連携が十分になされていない	24	7.0
保護者の要望に、どのように対応して教育課程を編成したらよいかわからない	88	25.6
保護者にどのように説明したらよいかわからない	19	5.5
特別支援学校からのセンター的機能による支援が必要だが受けられていない	44	12.8
特に課題となることはない	112	32.6

表Ⅳ－２－１－３ 教育課程の内容・方法についての課題（山形県、中学校）

質問項目	合計	%
何を基にしてどのように編成したらよいかわからない	26	18.4
学習指導要領(特別支援学校)の趣旨を踏まえた教育課程編成の仕方が分からない	32	22.7
自立活動をどのように組み立てたらよいかわからない	39	27.7
年間指導計画についての検討がなされない	35	24.8
編成の際に参考になる他校の教育課程が手元がない	18	12.8
編成の際に参考となる関連資料や事例が見つからない	24	17.0
どこに視点、重点を置いて編成したら良いかが分からない	45	31.9
特に課題となることはない	31	22.0

表Ⅳ－２－１－４ 教育課程の組織・運営面についての課題（山形県、中学校）

質問項目	合計	%
教育課程編成の際、校内で特別支援学級の教員以外の教員との協議ができない	46	32.6
特別支援学級の担任同士が集まって協議する場が必要だがない	12	8.5
教育課程編成を担当する部署(校内組織)が整っていない	35	24.8
教育課程の編成にあたって管理職のリーダーシップが必要と感じている	13	9.2
教育課程の編成手順がわからない	27	19.1
管理職と特別支援学級担当者との連携が十分になされていない	3	2.1
保護者の要望に、どのように対応して教育課程を編成したらよいかわからない	39	27.7
保護者にどのように説明したらよいかわからない	10	7.1
特別支援学校からのセンター的機能による支援が必要だが受けられていない	17	12.1
特に課題となることはない	38	27.0

(2) 福井県

①回収率および学級担任

小学校では134校中116校から(回収率86.6%)、中学校では62校中54校から(回収率87.1%)回答を得た。小学校の回答者は158名で、その内、知的障害特別支援学級担当者が84名、肢体不自由児特別支援学級が1名、言語障害特別支援学級が3名、自閉症・情緒障害特別支援学級が70名であった。中学校の回答者は73名で、その内、知的障害特別支援学級が44名、自閉症・情緒障害特別支援学級が29名であった。

教職経験年数については、小学校では「20年以上25年未満」が22件(14.0%)、「25

年以上 30 年未満」が 31 件 (19.7%)、「30 年以上 35 年未満」が 27 件 (17.2%) であった。中学校では「5 年以上 10 年未満」と「25 年以上 30 年未満」が多くいずれも 14 件 (19.4%) であった。その一方で、特別支援学級の担当年数については、小学校と中学校のいずれも「5 年未満」が最も多く、小学校では 71 件 (46.0%)、中学校では 39 件 (54.9%) であった。

特別支援学校教員免許状の保有については、「ある」という回答が多く、小学校では 113 件 (71.5%)、中学校では 46 件 (63.0%) であった。

②教育課程の編成

特別支援学級の教育課程編成に関して主体となっている組織は、「特別支援学級担任主体」が最も多く、小学校では 147 件 (93.0%) で、中学校では 57 件 (78.1%) であった。

特別支援学級の教育課程編成で特に留意していることは、「児童生徒と学級の実態」が最も多く、小学校では 154 件 (97.5%) で、中学校では 71 件 (97.3%) であった。次いで小学校では「個別の指導計画の評価」が多く 65 件 (41.1%) で、中学校では「前年度の年間指導計画」が 23 件 (31.5%)、「個別の指導計画の評価」が 22 件 (30.1%) であった。

回答者が教育課程の編成に関する研修を受講したのは、小学校では 113 件 (72.0%)、中学校では 53 件 (73.6%) であった。

参考資料をどのように活用して教育課程を編成しているかについては、小学校では「参考資料を参考に在籍児の実態に合わせて編成」が最も多く 119 件 (75.3%)、中学校では「参考資料通りに編成」が最も多く 53 件 (73.6%) であった。

教育課程を編成する際の外部機関からの助言や指導の有無については、「近隣の特別支援学級の担任の会」が最も多く、小学校では 87 件 (55.1%)、中学校では 40 件 (54.8%) あった。

③教育課程の実際

教育課程を編成する単位は、小学校では「障害種別学級ごと」が 46 件 (29.1%)、「発達段階ごと (課題別ごと)」が 40 件 (25.3%)、「学年ごと」が 37 件 (23.4%)、「学級ごと」が 35 件 (22.2%) でほぼ同率であった。中学校では「障害種別学級ごと」が多く 29 件 (39.7%) であった。

下学年の教科の目標・内容に替えて指導しているかについては、小学校では「一部替えている」が最も多く 82 件 (51.9%)、中学校では「替えている」が最も多く 38 件 (52.1%) であった。

各教科の一部を取り扱わない場合があるかについては、小学校と中学校のいずれも「一部を扱わない場合がある」が多く、小学校では 140 件 (88.6%)、中学校では 71 件 (97.3%) であった。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科を用いて指導しているかについては、小学校では「指導している」と「指導していない」が同数であった (79 件、50.0%)。中学校では「指導している」が

多く 41 件 (56.2%) であった。

領域・教科を合わせた指導の実施の有無については、「日常生活の指導」では小学校では行っている割合が高く(93 件, 58.9%)、中学校では行っていない割合が高く、51 件(69.9%)であった。「遊びの指導」では行っていない割合が高く、小学校では 130 件 (82.3%) で、中学校は 66 件 (90.4%) であった。「生活単元学習」では行っている割合が高く、小学校では 131 件 (82.9%)、中学校では 60 件 (82.2%) であった。「作業学習」では小学校は行っていない割合が高く (134 件, 86.1%)、中学校は行っている割合が高かった (57 件, 78.1%)。

交流及び共同学習を実施している領域・教科について、小学校では「体育」が 152 件 (96.2%)、「音楽」が 145 件 (91.8%) であった。中学校では「音楽」が 67 件 (91.8%)、「総合的な学習の時間」と「特別活動」が 66 件 (90.4%)、保健体育が 65 件 (41.1%) であった。

校内の障害種の異なる特別支援学級で共同学習を「行っている」が、小学校では 63 件 (39.9%)、中学校では 29 件 (39.7%) であった。共同学習を実施している時間について、小学校では「特別支援学校の知的障害の教科等」が最も多く、62 件 (39.2%) であった。中学校では「特別支援学校の知的障害の教科等」が 26 件 (35.6%)、「各教科」が 24 件 (32.9%) であった。

④特別支援学級の教育課程編成上の課題

1) 小学校における教育課程の内容・方法

福井県の小学校における教育課程の内容・方法についての課題の結果を表Ⅳ－2－1－5に示した。最も多いのは、「自立活動をどのように組み立てたらよいかわからない」で 61 件 (38.6%) であった。次いで多いのは、「学習指導要領 (特別支援学校) の趣旨を踏まえた教育課程編成の仕方が分からない」で 43 件 (27.2%) であった。

2) 小学校における教育課程に関する組織・運営面

福井県の小学校における教育課程編成に関する組織・運営面での課題の結果を表Ⅳ－2－1－6に示した。最も多いのは「教育課程編成の際、校内で特別支援学級の教員以外の教員との協議ができない」で 64 件 (40.5%) であった。次いで多いのは「保護者の要望に、どのように対応して教育課程を編成したらよいかわからない」で 42 件 (26.6%) であった。なお、「特に課題となることはない」が 44 件 (27.8%) あった。

3) 中学校における教育課程の内容・方法

福井県の中学校における教育課程の内容・方法についての課題の結果を表Ⅳ－2－1－7に示した。最も多いのは、「自立活動をどのように組み立てたらよいかわからない」で 33 件 (45.2%) であった。次いで多いのは、「どこに視点、重点を置いて編成したら良いかが分からない」で 21 件 (28.8%) であった。

4) 中学校における教育課程に関する組織・運営面

福井県の中学校における教育課程編成に関する組織・運営面での課題の結果を表Ⅳ－2

－ 1 － 8 に示した。最も多いのは「教育課程編成の際、校内で特別支援学級の教員以外の教員との協議ができない」で 27 件（37.0%）であった。次いで多いのは「保護者の要望に、どのように対応して教育課程を編成したらよいかわからない」で 23 件（31.5%）であった。なお、「特に課題となることはない」が 25 件（34.2%）あった。

表Ⅳ－ 2 － 1 － 5 教育課程の内容・方法についての課題（福井県、小学校）

質問項目	合計	%
何を基にしてどのように編成したらよいかわからない	24	15.2
学習指導要領(特別支援学校)の趣旨を踏まえた教育課程編成の仕方が分からない	43	27.2
自立活動をどのように組み立てたらよいかわからない	61	38.6
年間指導計画についての検討がなされない	32	20.3
編成の際に参考になる他校の教育課程が手元にない	38	24.1
編成の際に参考となる関連資料や事例が見つからない	26	16.5
どこに視点、重点を置いて編成したら良いかが分からない	42	26.6
特に課題となることはない	24	15.2

表Ⅳ－ 2 － 1 － 6 教育課程の組織・運営面についての課題（福井県、小学校）

質問項目	合計	%
教育課程編成の際、校内で特別支援学級の教員以外の教員との協議ができない	64	40.5
特別支援学級の担任同士が集まって協議する場が必要だがない	30	19.0
教育課程編成を担当する部署(校内組織)が整っていない	32	20.3
教育課程の編成にあたって管理職のリーダーシップが必要と感じている	13	8.2
教育課程の編成手順がわからない	23	14.6
管理職と特別支援学級担当者との連携が十分になされていない	10	6.3
保護者の要望に、どのように対応して教育課程を編成したらよいかわからない	42	26.6
保護者にどのように説明したらよいかわからない	11	7.0
特別支援学校からのセンター的機能による支援が必要だが受けられていない	7	4.4
特に課題となることはない	44	27.8

表Ⅳ－２－１－７ 教育課程の内容・方法についての課題（福井県、中学校）

質問項目	合計	%
何を基にしてどのように編成したらよいかわからない	10	13.7
学習指導要領(特別支援学校)の趣旨を踏まえた教育課程編成の仕方が分からない	14	19.2
自立活動をどのように組み立てたらよいかわからない	33	45.2
年間指導計画についての検討がなされない	16	21.9
編成の際に参考になる他校の教育課程が手元にない	10	13.7
編成の際に参考となる関連資料や事例が見つからない	14	19.2
どこに視点、重点を置いて編成したら良いかが分からない	21	28.8
特に課題となることはない	15	20.5

表Ⅳ－２－１－８ 教育課程の組織・運営面についての課題（福井県、中学校）

質問項目	合計	%
教育課程編成の際、校内で特別支援学級の教員以外の教員との協議ができない	27	37.0
特別支援学級の担任同士が集まって協議する場が必要だがない	9	12.3
教育課程編成を担当する部署(校内組織)が整っていない	9	12.3
教育課程の編成にあたって管理職のリーダーシップが必要と感じている	4	5.5
教育課程の編成手順がわからない	12	16.4
管理職と特別支援学級担当者との連携が十分になされていない	5	6.8
保護者の要望に、どのように対応して教育課程を編成したらよいかわからない	23	31.5
保護者にどのように説明したらよいかわからない	3	4.1
特別支援学校からのセンター的機能による支援が必要だが受けられていない	7	9.6
特に課題となることはない	25	34.2

(3) 長崎県

①回収率および学級担任について

小学校では 232 校中 229 校から（回収率 98.7%）、中学校では 126 校中 123 校から（回収率 97.6%）回答を得た。小学校の回答者は 323 名で、その内、知的障害特別支援学級担当者が 200 名、肢体不自由児特別支援学級が 17 名、病弱・身体虚弱特別支援学級が 7 名、弱視特別支援学級が 3 名、難聴特別支援学級が 5 名、言語障害特別支援学級が 1 名、自閉症・情緒障害特別支援学級が 90 名であった。中学校の回答者は 169 名で、その内、知的障害特別支援学級が 113 名、肢体不自由児特別支援学級が 3 名、病弱・身体虚弱特別支援学級が 1 名、弱視特別支援学級が 1 名、難聴特別支援学級が 5 名、自閉症・情緒障害特別

支援学級が 46 名であった。

教職経験年数については、小学校では「20 年以上 25 年未満」が 83 件（25.7%）、「25 年以上 30 年未満」が 96 件（29.7%）、「30 年以上 35 年未満」が 70 件（21.7%）であった。中学校では「20 年以上 25 年未満」が 38 件（22.5%）、「25 年以上 30 年未満」が 36 件（21.3%）であり、「30 年以上 35 年未満」が 38 件（22.5%）であった。その一方で、特別支援学級の担当年数については、小学校と中学校のいずれも 5 年未満が最も多く、小学校では 192 件（59.4%）、中学校では 101 件（59.8%）であった。

特別支援学校教員免許状の保有については、「ない」が多く、小学校では 195 件（60.4%）、中学校では 101 件（59.8%）であった。

②教育課程の編成

特別支援学級の教育課程編成に関して主体となっている組織は、「特別支援学級担任主体」が最も多く、小学校では 315 件（97.5%）、中学校では 135 件（79.9%）であった。

特別支援学級の教育課程編成で特に留意していることは、「児童生徒や学級の実態」が最も多く、小学校では 311 件（96.3%）、中学校では 157 件（92.9%）であった。次いで小学校では「個別の指導計画の評価」が多く 124 件（38.4%）、中学校では「前年度担任からの引き継ぎ」が多く 55 件（32.5%）であった。

回答者が教育課程の編成に関する研修を受講したのは、小学校では 294 件（91.0%）、中学校では 138 件（81.7%）であった。

参考資料をどのように活用して教育課程を編成しているのかについては、「参考資料を参考に在籍児の実態に合わせて編成」が最も多く、小学校では 281 件（87.0%）、中学校では 105 件（62.1%）であった。

教育課程を編成する際の外部機関からの助言や指導の有無については、「近隣の特別支援学級の担任の会」が最も多く、小学校では 142 件（44.0%）、中学校では 92 件（54.4%）であった。

③教育課程の実際

教育課程を編成する単位は、小学校では「障害種別学級ごと」が 94 件（29.1%）であり、「発達段階ごと（課題別ごと）」が 92 件（28.5%）であった。中学校では「障害種別学級ごと」が 66 件（39.1%）であった。

下学年の教科の目標・内容に変えて指導しているかについては、小学校では「一部替えている」が 149 件（46.1%）、「替えている」が 136 件（42.1%）であった。中学校では「替えている」が 90 件（53.3%）であった。

各教科の一部を取り扱わない場合があるかについては、小学校と中学校のいずれも「一部を扱わない場合がある」が多く、小学校では 286 件（88.5%）、中学校では 143 件（84.6%）であった。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科を用いて指導しているかについては、小学校では「指導している」

(146 件, 45.2%)、「指導していない」(176 件, 54.5%) がほぼ同程度の割合であった。中学校でも「指導している」(87 件, 51.5%)、「指導していない」(81 件, 47.9%) がほぼ同程度の割合であった。

領域・教科を合わせた指導の実施の有無については、「日常生活の指導」では行っている割合が高く、小学校は 241 件 (74.6%)、中学校は 97 件 (57.4%) であった。「遊びの指導」では行っていない割合が高く、小学校は 258 件 (79.9%)、中学校は 154 件 (91.1%) であった。「生活単元学習」では行っている割合が高く小学校は 268 件 (83.0%)、中学校は 130 件 (76.9%) であった。「作業学習」では小学校は行っていない割合が高く (287 件, 88.9%)、中学校は行っている割合が高かった (131 件, 77.5%)。

交流及び共同学習を実施している領域・教科について、小学校では「体育」が 306 件 (94.7%)、「音楽」が 299 件 (92.6%) であった。中学校では「保健体育」が 161 件 (95.3%)、「音楽」と「総合的な学習の時間」がいずれも 160 件 (94.7%) であった。

校内の障害種の異なる特別支援学級で共同学習を「行っている」と回答したのは、小学校では 151 件 (46.7%)、中学校では 58 件 (34.3%) であった。共同学習を実施している時間について、小学校と中学校のいずれも「特別支援学校の知的障害の教科等」が最も多く、小学校では 130 件 (40.2%)、中学校では 46 件 (27.2%) であった。

④特別支援学級の教育課程編成上の課題

1) 小学校における教育課程の内容・方法

長崎県の小学校における教育課程の内容・方法についての課題の結果を表Ⅳ－2－1－9に示した。最も多いのは、「自立活動をどのように組み立てたらよいかかわからない」で 142 件 (44.0%) であった。次いで多いのは、「どこに視点、重点を置いて編成したら良いかが分からない」で 104 件 (32.2%) であった。

2) 小学校における教育課程に関する組織・運営面

長崎県の小学校における教育課程編成に関する組織・運営面での課題の結果を表Ⅳ－2－1－10に示した。最も多いのは「教育課程編成の際、校内で特別支援学級の教員以外の教員との協議ができない」で 133 件 (41.2%) であった。次いで多いのは「保護者の要望に、どのように対応して教育課程を編成したらよいかかわからない」で 86 件 (26.6%) であった。なお、「特に課題となることはない」が 84 件 (26.0%) であった。

3) 中学校における教育課程の内容・方法

長崎県の中学校における教育課程の内容・方法についての課題の結果を表Ⅳ－2－1－11に示した。「自立活動をどのように組み立てたらよいかかわからない」と「どこに視点、重点を置いて編成したら良いかが分からない」が同程度の割合で 63 件 (37.3%) であり、次いで「学習指導要領 (特別支援学校) の趣旨を踏まえた教育課程編成の仕方が分からない」で 56 件 (33.1%) であった。

4) 中学校における教育課程に関する組織・運営面

長崎県の中学校における教育課程編成に関する組織・運営面での課題の結果を表Ⅳ－2

－ 1－12 に示した。最も多いのは「教育課程編成の際、校内で特別支援学級の教員以外の教員との協議ができない」で 66 件（39.1%）であった。次いで多いのは「保護者の要望に、どのように対応して教育課程を編成したらよいかわからない」で 57 件（33.7%）であった。なお、「特に課題となることはない」が 37 件（21.9%）であった。

表Ⅳ－ 2－ 1－ 9 教育課程の内容・方法についての課題（長崎県、小学校）

質問項目	合計	%
何を基にしてどのように編成したらよいかわからない	48	14.9
学習指導要領(特別支援学校)の趣旨を踏まえた教育課程編成の仕方が分からない	60	18.6
自立活動をどのように組み立てたらよいかわからない	142	44.0
年間指導計画についての検討がなされない	40	12.4
編成の際に参考になる他校の教育課程が手元にない	81	25.1
編成の際に参考となる関連資料や事例が見つからない	75	23.2
どこに視点、重点を置いて編成したら良いかが分からない	104	32.2
特に課題となることはない	49	15.2

表Ⅳ－ 2－ 1－ 10 教育課程の組織・運営面についての課題（長崎県、小学校）

質問項目	合計	%
教育課程編成の際、校内で特別支援学級の教員以外の教員との協議ができない	133	41.2
特別支援学級の担任同士が集まって協議する場が必要だがない	61	18.9
教育課程編成を担当する部署(校内組織)が整っていない	58	18.0
教育課程の編成にあたって管理職のリーダーシップが必要と感じている	24	7.4
教育課程の編成手順がわからない	52	16.1
管理職と特別支援学級担当者との連携が十分になされていない	11	3.4
保護者の要望に、どのように対応して教育課程を編成したらよいかわからない	86	26.6
保護者にどのように説明したらよいかわからない	15	4.6
特別支援学校からのセンター的機能による支援が必要だが受けられていない	46	14.2
特に課題となることはない	84	26.0

表Ⅳ－２－１－１１ 教育課程の内容・方法についての課題（長崎県、中学校）

質問項目	合計	%
何を基にしてどのように編成したらよいかわからない	31	18.3
学習指導要領(特別支援学校)の趣旨を踏まえた教育課程編成の仕方が分からない	56	33.1
自立活動をどのように組み立てたらよいかわからない	63	37.3
年間指導計画についての検討がなされない	29	17.2
編成の際に参考になる他校の教育課程が手元にない	26	15.4
編成の際に参考となる関連資料や事例が見つからない	30	17.8
どこに視点、重点を置いて編成したら良いかが分からない	63	37.3
特に課題となることはない	21	12.4

表Ⅳ－２－１－１２ 教育課程の組織・運営面についての課題（長崎県、中学校）

質問項目	合計	%
教育課程編成の際、校内で特別支援学級の教員以外の教員との協議ができない	66	39.1
特別支援学級の担任同士が集まって協議する場が必要だがない	25	14.8
教育課程編成を担当する部署(校内組織)が整っていない	28	16.6
教育課程の編成にあたって管理職のリーダーシップが必要と感じている	15	8.9
教育課程の編成手順がわからない	29	17.2
管理職と特別支援学級担当者との連携が十分になされていない	6	3.6
保護者の要望に、どのように対応して教育課程を編成したらよいかわからない	57	33.7
保護者にどのように説明したらよいかわからない	10	5.9
特別支援学校からのセンター的機能による支援が必要だが受けられていない	22	13.0
特に課題となることはない	37	21.9

4. まとめと考察

本調査の結果から、特別支援学級における教育課程の内容・方法についての課題は、いずれの県においても小学校でも中学校でも、「自立活動をどのように組み立てたらよいかわからない」や「どこに視点、重点を置いて編成したら良いかが分からない」が多かった。基本情報より、いずれの県も特別支援学級の担当年数は5年未満が最も多く、経験年数が少ない中で、学級の実態に応じた教育課程の編成に苦慮している実態が推察される。

特別支援学級における教育課程の組織・運営面についての課題は、「教育課程編成の際、

校内で特別支援学級の教員以外の教員との協議ができない」や「保護者の要望に、どのように対応して教育課程を編成したらよいかわからない」が多く、また「特に課題となることはない」と回答した者も多かった。回答結果から各小・中学校の特別支援学級担当教員の人数は1、2名程度であると推察され、特別支援学級の担当教員は、特別支援学級の教育課程編成について相談できる教員が、校内に少ない中で教育課程の編成や保護者への対応を行っている実態があると考えられる。

以上を踏まえると、今後の課題として特別支援学級担任の専門性の確保、特別支援学級設置校が「特別の教育課程」について校内外で相談できる体制を作ることが挙げられる。本調査の限界として、本調査は山形県、福井県、長崎県の3県に限定した調査であり、調査結果が全国の特別支援学級と同様であるかどうかは分からない。そのため、全国の特別支援学級における「特別の教育課程」の現状や課題を検討することが今後の課題である。

(神山 努)

第 2 節 特別支援学級における現状（訪問調査の結果）

1. 筑西市立関城東小学校（茨城県）

（1）学校概要

本校は、24名の教職員、約440名の在籍児童のいる小学校である。1学年2学級（第6学年のみ3学級）であり、知的障害学級1学級（4名在籍）、自閉・情緒障害学級2学級（10名在籍）、言語障害学級1学級（2名在籍）が設置されている。教育目標を「心身ともに健康で、豊かな人間性を備え、自ら学ぶ意欲に満ちた児童の育成」とし、その具体的事項の一つには「保護者との連携を深め、一人一人の児童の実態に即した特別支援教育の充実に努める」を挙げている。この項には、以下の五つの内容が示されている。①一人一人、個別の指導計画を作成し、その子にあった援助指導を進める。②特別支援学級と通常の学級との担任の連絡を密にし、指導の効果を上げる。③特別支援学級担任同士の情報交換の場（時間）を定期的で開催する。④校内支援委員会を定期的で開催するとともに、特別支援教育の校内研修を充実し、校内での職員同士の理解を深める。⑤保護者や関係機関との連携をより深める。（「教育計画」より）

（2）小学校における特別支援教育推進の現状

特別支援学級の担任は、校内支援委員会、校内就学指導委員会等の委員に所属しており、特別支援教育コーディネーターも担っている。特別支援教育に関する校内研修会を年2回実施し、校内での職員同士の理解を深めている。

通常の学級担任との連携として、児童の「個別の指導計画」を交流先の学級担任に示し、子どもの状態像を伝え、目標を伝えている。また、家庭訪問、個別懇談には通常の学級担任と共に行っている。

（3）特別支援学級の概要

自閉・情緒障害学級に在籍している10名の児童は、広汎性発達障害・自閉症・学習障害・ADHD傾向のある子どもであり、知的障害の程度はIQ80以上から50未満まで幅がある。障害の程度が重い児童に対しては、生活指導員や保護者がついて支援する場合がある。

また、社会性を育て、豊かな体験をさせたいという意図から、知的障害学級、自閉・情緒障害学級、言語障害学級の合同学習（在籍児童総数は16名）を行っている。合同学習は年間指導計画のもと週2時間設定している。各学級における教育課程上の合同学習の位置づけは、知的障害学級では生活単元学習、自閉・情緒障害学級および言語障害学級では、自立活動に位置付けている。

(4) 特別支援学級の教育課程編成の手順

次年度の特別支援学級の教育課程の編成にあたり、2月下旬から次のような活動を行う。

- ・特別支援学級担任と交流先の通常の学級担任との話し合いを行い、特別支援学級に在籍している児童について、それぞれの学級で何をどのように指導をするかを明確にする。
- ・特別支援学級担任と保護者との話し合いを行い、保護者の要望を聞く。
- ・特別支援学級担任と教務部との話し合いを行い、特別支援部が作成した週授業時数(案)を基に、校内全体の動き(例えば、少人数指導との関係)を踏まえた検討を行い、特別支援学級の週時間割を決める。
- ・特別支援学級の週時間割の決定を受けて通常の学級の時間割の編成を行う。

(5) 特別支援学級の教育課程編成に関する取り組み(課題や工夫)

本校では、教務部・通常の学級担任・保護者との話し合いをして、より良い教育課程を編成するよう心がけている。また、全校の教員に特別支援学級の教育課程の編成について理解啓発を行うため、教育課程編成の流れに関する資料を配布している。

教育課程の中で自立活動に関しては、学習指導要領解説の自立活動篇を参考にして実践しているが、自立活動の具体的な指導内容の設定や評価に関しては難しさがある。

今後、市内の特別支援教育の研究会で特別支援学級における教育課程の編成に関する手順等の検討会や教育課程の編成に関する研修会が開催されることが必要である。

(小林 倫代)

2. 山形市立第三小学校（山形県）

（1）学校概要

本校は、山形市の中心部より北に位置し、教職員数（担任以外の教職員を含む）38名、学級数は知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級を含め19学級、在籍児童数は426名である（表Ⅳ－2－2－1）。また、本校には、ことばの教室も設置されている。

本校は、学校教育目標「創造性に富み、自ら考え行動できる人間性豊かな子どもの育成」に基づき、「主体性（自分の願いをもち、学ぶ続ける子ども）」、「協働性（関わりながらともに学ぶ子ども）」、「創造性（学んだことを活かそうとする子ども）」を学校経営の柱として位置づけている。また、学校と家庭の連携を通して子ども達に確かな生きる力を育むことをめざし、「校内研究」、「生徒指導」、「特別支援教育」の推進・充実に努めている。特に、本校では「校内研究」に力を注いでおり、一人一人の子どもについて理解を深め、授業研究会や研究協議会を通じた授業改善に努めている。また、授業研究会の他に、教職員全員による「授業力 up 研修会」や「子どもを語る会」を実施し、積極的な研修と授業交流を行っている。

表Ⅳ－2－2－1 本校の学級数及び在籍児童数の内訳

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
学級数	3	3	3	3	3	2	19
	知的障害特別支援学級（こまくさ1組） 1						
	自閉症・情緒障害特別支援学級（こまくさ2組） 1						
計	73	73	75	69	77	59	426

注）平成25年5月1日現在の学級数及び児童数

（2）特別支援教育推進の現状

本校では、すべての子どもが特別な支援を必要とするという認識に基づき、特別支援教育を推進している。具体的な取組としては、特別な配慮が必要であると考えられる児童については個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、それらを「個別ファイル」として取りまとめている。個別ファイルは、児童が中学校に進学する際の申し送りのための資料としても活用されている。

本校では、特別な配慮が必要な児童に対して、全教職員共通理解のもと組織的な支援を行っている。例えば、通常の学級で発達障害のある児童や家庭環境等の問題で不適応を起している児童への対応が難しい場合には、学校長の指揮のもとその他の教員がその学級のサポートに入り、校内全体で協力体制をとるように努めている。また、本校では、発達障害のある児童の理解啓発のために山形県教育庁義務教育課が作成している手引き（『クラ

スのでできる支援ヒント集～通常の学級での配慮ある指導を目指して～』)を全教職員に配布し、全教職員が日常的に発達障害のある児童について理解を深められるよう努めている。

山形県内では、特別支援教育コーディネーターを複数配置することを推進しているため、本校でも今年度から特別支援学級の担当教諭に加えて通常の学級（低学年、中学年、高学年）にも特別支援教育コーディネーター（以下、コーディネーター）を配置している。各学年部に配置されているコーディネーターは、各学年で支援や配慮が必要と考えられる児童を把握し、教育相談への橋渡しをしている。そして、特別支援学級担当教諭であるコーディネーターが校内での児童の情報を集約し、必要に応じて教育相談を実施している。

本校では、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を進めるにあたり、行事や校外学習については、特別支援学級担任と交流及び共同学習先の学級担任と一緒に計画を立てるように努めている。また、特別支援学級在籍児童の混乱を少なくするために、日々の交流及び共同学習では、児童の交流及び共同学習先の担当教諭と学習内容の確認や連絡に努めている。

（３）特別支援学級の概要

本校には、知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級が、それぞれ1学級設置されている。特別支援学級では、①話を聞き、楽しく学習する子ども、②みんなとなかよくする子ども、③元気に遊ぶ子ども、④最後まで働く子どもを学級目標に掲げ、日々の教育活動を行っている。

知的障害特別支援学級（こまくさ1組）に在籍する児童は、2年生男児と5年生女児の計2名である。在籍児童は、音楽科、体育科、特別活動、朝の会、給食では交流及び共同学習を実施しており、音楽科と体育科については学級担任が交流先に帯同している。

自閉症・情緒障害特別支援学級（こまくさ2組）に在籍する児童は、4年生男児2名と5年生男児1名の計3名である。また、本学級には、在籍児童の他に通常の学級に在籍する発達障害のある児童で不適応が強く、個別や小集団での指導が必要な1年生男児と3年生男児が通級している。在籍児童は、当該学年の内容または下学年（おおよそ1学年下）の内容を学習しており、理科、社会科、体育科、音楽科、総合的な学習の時間、特別活動、朝の会、給食では交流及び共同学習を実施している。本学級には、担任の他に非常勤講師が1名おり、交流及び共同学習の時間には児童に帯同している。

特別支援学級では、領域・教科を合わせた指導として日常生活の指導と生活単元学習を行っている。生活単元学習については、知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級の児童が合同で行っている。なお、生活単元学習の内容については、在籍児童が希望する活動も踏まえて年間計画を立案している。

特別支援学級では、週に1～2時間、自立活動の時間（主にソーシャルスキルやコミュニケーション能力の育成を目的とする）を設けて指導に当たっている。

（４）特別支援学級の教育課程編成の手順

本校では、学年ごとに教育課程が編成されている。特別支援学級の教育課程は、学年ごとに決定された教育課程を受けて、在籍児童の交流及び共同学習先の学級担任に特別支援学級の時間割を伝えて調整を図っている。

特別支援学級では、在籍児童が特別支援学級に全員そろって学習するための時間を確保するため、年度初めに通常の学級と時間割や特別教室の割り当ての調整を行っている。また、年度初めには、交流及び共同学習先の学級担任と交流及び共同学習のねらいや具体的な活動内容について検討している。

（５）特別支援学級の教育課程編成に関する取り組み（課題や工夫）

本校では、特別支援学級も含めて、児童の実態に応じた教育課程を編成することを大切にしている。各学年では、学校経営の柱である「主体性」「協働性」「創造性」を軸にした「学年・学級カリキュラム」を作成している。具体的には、学級の実態に応じた各教科、道徳、特別活動の年間計画を作成し、各教科や特別活動等の関連性を視覚化したシートを作成し、各教科の指導内容や行事とのバランスのある配列を行うようにしている。この取組は、教師が計画的に見通しをもって授業を実施することをねらいとしている。「学級カリキュラム」の作成は、特別支援学級でも同様に行われている。

特別支援学級では、各教科、領域、領域・教科を合わせた指導、自立活動それぞれの指導内容の系統性や各教科等間の関連性を明確にし、「学級カリキュラム」を作成、活用することが課題である。また、特別支援学級では、通常の学級の事情によって時間割の変更を余儀なくされることが少なくない。そのため、今後は、在籍児童の実態を踏まえた「学級カリキュラム」を機能的に活用することにより、より一層、一人一人の指導のねらいを明確化し、指導内容の重点化・精選化を図り計画的に指導を行うことが求められる。

（柳澤 亜希子）

3. 福井市清水東小学校（福井県）

（1）学校概要

平成 25 年度の学級編成と在籍児童数については、次の表のようであり、1 学年 1 学級で、通常の学級の在籍児童数は、各学級 11 名から 18 名である。特別支援学級については、知的障害特別支援学級が 1 学級（名称は「2 組」）あり、在籍児童数は 4 名である。在籍児童の総数は 99 名である。

表Ⅳ－2－2－2 平成 25 年度の学級編成及び在籍児童数の内訳

学 年	1	2	3	4	5	6	2 組	合計
児童数	17	17	15	18	17	11	4	99
学級数	1	1	1	1	1	1	1	7

（2）特別支援学級の概要

同特別支援学級については、4 年前に新設されたものである。同学級の平成 25 年度の対象児童 4 名の学年については、1 年生が 2 名、4 年生が 2 名である。

また、前年度（平成 24 年度）の在籍児童数は 5 名で、そのうち 1 名は、2 学期（1 月末）に転校の後、中学校の特別支援学級に進学した。2 名は、同校を卒業後、1 名は特別支援学校の中学部、1 名は校区の中学校の特別支援学級に進学している。

この学校の特別支援学級担任は、特別支援学校教諭免許取得者である。また、現在の校長も同免許取得者である。なお、福井県は、先の第Ⅳ部第 1 節の調査結果では、特別支援学級担任の特別支援学校免許取得率が高い（小学校で 71.5%、中学校で 63.0%）（平成 24 年 8 月現在）。

学校全体の状況として、1 学年 1 学級で在籍児童数も少なく、特別支援学級対象の児童に対して、特別支援学級担任のみではなく、学校の教職員との関わりも深い様子が見える。

なお、同特別支援学級は、同校の教員、保護者から強く望まれて新設された学級である。

（3）教育課程編成の手順

特別支援学級の教育課程編成の手順については、特別支援学級担任が主体となって、原案を作成して、校長他、交流及び共同学習の自校内の相手先学級担任など、関係する教員等と協議のうえで編成しているとのことである。

原案の作成にあたっては、個別の指導計画実施の評価、年間指導計画の見直し、保護者懇談会での話し合いの結果などをもとに方針を決めて作成している。

(4) 特別支援学級の教育課程編成に関する取り組み（課題や工夫）

①教育課程編成の内容・方法

教育課程編成の内容・方法に関する課題と、その課題に関する工夫としては、次のようなことが挙げられる。

- 対象となる子どもの状況、実態が年度ごとに変わるので、それに対応した工夫のうえ、毎年度の教育課程を編成している。また、新入生については、入学後に、その実際の状況に即しての対応が必要な場合もある。
- 交流及び共同学習については、同校内の相手先学級の担当教諭と、十分にやりとりをして、教育課程を編成し、実施するようにしている。
- 各児童の交流及び共同学習の時間数の違いなどにより、在籍児童皆での、生活単元学習などの時間をとることが難しい場合があり、時間割を工夫して対応している。また、同じ活動内容であっても目標等を変えるなどの工夫も必要になっている。
- 特別支援学級担任は、(小学校の) 特別支援学級での教育課程編成のためには、小学校学習指導要領と特別支援学校学習指導要領の、両方についての十分な理解が必要になると考えており、その習得に努めている。
- 同担任は、特別支援学級の教育課程について、保護者へも十分な説明ができなければならないと考えている。保護者への説明の機会としては、4月当初の学級懇談会での説明の他、保護者への通信で、必要と考える説明（生活単元学習とは何か等）もしている。

②教育課程編成に関する学校組織、運営

教育課程編成に関する学校組織、運営面での課題と、その課題に対する工夫としては、次のようなことが挙げられる。

- 同校内の特別支援学級担任以外の他の教員との連携という点では、この学校では、他の教員は特別支援学級について協力的である。例えば、必要に応じて、他の教員が特別支援学級の授業を代わるなど、柔軟な対応をしている。

また、同特別支援学級担任も、同学級の学習発表会や公開授業で学級の様子を見てもらったり、廊下に学級の活動や行事での様子を掲示したりすることで、同学級の状況を、他の教員や児童に、より理解してもらえるように努めている。また、他の教員が特別支援学級の授業を代わって行うことが、同学級や在籍児童の理解につながっているとも考えている。

また、同学級の教室の場所は、校内でも児童や教員がよく通る（目が届く）場所となっているが、これは、学級新設当時の管理職が、同学級を新設するに当たり、同学級を皆に知ってもらいたいと考えてのことだったとのことである。

- 通常の学級の時間割について、特別支援学級担任が、特別支援学級に配慮して編成してほしいと考える場合があり、その場合には、体育館や特別教室の使用等について、教務の担当教員と相談して、時間割の調整をするなど、対応している。
- 特別支援学級の教育課程編成については、特別支援学級担任が主体となり編成している

が、特別支援学級1学級のみを設置という状況においては、他の特別支援学級担任等と相談等をする事もできず、同特別支援学級担任は、自身の主観での編成ではないかと思うことがあるとのことである。また、教育課程の評価についても、一人では難しいと感じている。ただし、特別支援学級の担当者会（「福井・吉田ブロック特別支援教育研究会」：福井市（福井ブロック）と永平寺町（吉田ブロック）の研究会）が、年10回程度の会を持つなど、活発に活動がなされており、そのなかで、教育課程編成について相談したり、他校の特別支援学級の時間割や、活動の様子を知ったりすることは、同校の特別支援学級に関して意義があることだと特別支援学級担任は感じている。

さらに、特別支援学校のセンター的機能による支援として、相談担当校が決まっており、教育課程についても、相談することは可能な状況である。

（金子 健）

4. 南島原市立西有家小学校（長崎県）

（1）学校概要

本校は、全 12 学級、児童数 243 名、教職員数 26 名(平成 25 年 4 月 20 日現在)と南島原市においては最も規模の大きい学校であり、自閉症・情緒障害特別支援学級と知的障害特別支援学級を各 1 学級設置している。平成 25 年度からは、LD・ADHDの通級指導教室を開設し、南島原市における特別支援教育の推進の中心的な役割が期待されている。学校教育目標「心身ともに健康で、『明るく 賢く 心の美しい 子ども（西有家っ子）』の育成を図る～勤労・勉学・大志の校訓を基盤とし、生涯学習社会の基礎的・基本的な力を育成する～」のもと、今年度の重点目標の一つに、「特別支援教育（人権教育）やボランティア体験活動・食育の実践などと、基本的生活習慣の育成や規範意識を高める指導を進めることにより、心豊かで命を大切にすることの育成に努める」を設定している。

（2）特別支援教育推進の現状

本校では、特別支援教育を「一人一人を大切にすることの教育」と捉え、その推進に当たっては、特別な支援を必要としている児童への個別的な支援と、特別支援教育の視点での学級集団全体に対する支援を車の両輪と考えて、両方の充実を目指している。これらは、「個別的な支援の効果は、学級の支持的な風土なしには高まらない」（南島原市立西有家小学校学校要覧）という考えに基づき、個別的な支援と学級集団全体への支援は相互に関連して、その最大限の効果を上げるという考えを、基本姿勢としているところによる。

また、特別支援教育の充実の鍵は学校と家庭の連携にあり、学校・家庭がチームとして手をつなぎ、児童への支援について共に考え、共に支援していくことで、児童がよりよく育つと考えている。

このような、特別支援教育の基本姿勢のもと、以下の重点目標を掲げ、取り組んでいる。

- 1)教育相談の充実
- 2)校内委員会の活性化
- 3)個別の教育支援計画の策定及び指導計画の作成・活用

特に、校内委員会の活性化においては、特別支援学級における「特別の教育課程」の編成についての研究に取り組んでいる。

校内の特別支援教育全体計画に、本年度の重点課題として、ユニバーサルデザインを生かした学習環境整備を掲げ、各学級が取り組めるように具体的な内容を提案している。また、校内の取り組み組織や、「児童支援構想図」を明示することで、学校全体で特別支援教育の推進に取り組んでいる。保護者向けには、学校の特別支援教育推進についてのパンフレットを配布し、理解促進と教育相談についての情報提供に努めている。

さらに、本年度の全校の研究主題「主体的な学びを生み出し、論理的に読む力を育成する国語科学習指導のあり方」においても、研究実践内容の具体に、「全員が楽しく『わかる・できる』ことに通じる国語授業のユニバーサルデザイン」を掲げるなど、特別支援教育の

視点を生かす取り組みがなされている。

（３）特別支援学級の概要

知的障害特別支援学級（チャレンジ）の在籍児童は、３年生と６年生の２名である。１名は、知的障害とＡＤＨＤを併せ持った児童であり、昨年度までは自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍していたが、気持ちや人間関係の課題が徐々に改善されてきたところで、学習面の課題が大きいことがわかり、今年度から知的障害特別支援学級（チャレンジ）に在籍して学習している。

自閉症・情緒障害特別支援学級（スマイル）は、平成２４年４月に開設され、現在は３年生１名の在籍である。

両学級は、教室を校舎２階の中ほどに配置したので、他の児童や教員の往来が多いことから、特別支援学級の様子が全校に伝わりやすく、また、特別支援学級の児童に、さまざまな教員や児童が声をかけやすい環境になっている。さらに、知的障害特別支援学級（チャレンジ）と自閉症・情緒障害特別支援学級（スマイル）を隣り合わせにすることにより、日常の学級間の児童や教員間の交流を図りやすくしている。

交流及び共同学習については、児童の興味・関心や教科の特性や学習内容等によって、どの教科で実施するかを検討している。今年度は、知的障害特別支援学級（チャレンジ）の児童は、社会・理科・音楽・図画工作・体育・家庭科・総合的な学習の時間・外国語活動（６年）などで実施している。給食や清掃時間、学校行事等は、交流先の通常学級で行っている。自閉症・情緒障害特別支援学級（スマイル）では、理科・体育、給食時や学校行事等での交流及び共同学習を計画し、児童の状況に応じて実施している。

また、両学級ともに少人数であることから、生活単元学習を中心に、学校行事、他校との交流会など対外的な行事などで、特別支援学級間交流を行うこととしている。校外的な行事としては、「市内春の交流会（６月）」「市内学習発表会（１月）」のほか、社会福祉法人主催の行事に参加して、南島原市内の小・中学校特別支援学級の児童生徒との交流及び共同学習の機会としている。

自立活動については、週２時間の「自立活動の時間」を設定して指導すると共に、全教育課程を通じて指導することとしている。

（４）特別支援学級の教育課程編成の手順

本校の特別支援学級の教育課程編成は、長崎県教育委員会が作成している「教育課程編成の手引き」を参考として、前年度の教育課程の実践による児童の成長や障害特性の変化などに応じて、新たに指導内容や方法を検討して行っている。

なお、今年度の編成の手順の具体は、以下のとおりである。

４月：児童の実態把握　　／特別の教育課程に関する研修（校内）

５月：教育課程作成　　／年間単元計画作成・交流学級担任との打合せ

6月：特別の教育課程に関する研修（県主催）

8月：一学期の教育課程実践の振り返りと二学期への計画

12月：二学期の教育課程実践の振り返りと三学期への計画

3月：次年度の教育課程編成に向けた資料整理（一年間の振り返りと次年度準備）

※平成24年度の反省（年度途中の振り返りが足りない、特別の教育課程についての知識が十分でない）を生かして計画した。

（5）特別支援学級の教育課程編成に関する取り組み（課題や工夫）

これまでは、教育課程の編成は特別支援学級担任が主体となっていたが、児童についての詳細な実態把握や評価は、対象児にかかわる複数の教員の視点で行う必要性を感じている。また、教育課程の編成や実践後の評価を校内体制の中に位置づけていく必要もあると考え、年間計画に位置づけて編成を行った。さらに、校内委員会において、「特別な教育課程及び編成の手順・工夫」について研究することとし、指導内容の選定や評価のあり方などについて検討しているところである。

昨年度までの課題から、教育課程について振り返る機会がないことや、特別な教育課程の内容・特徴について、かかわる教員が十分に理解していない、という課題があった。このことから、前述のように、教育課程についての校内研修等を実施することとし、振り返る機会を学期ごとに設定するなど、年間計画に位置づけて実施している。年度の途中で振り返る機会をもつことは、次学期の指導に生かせるなど、有意義であるとし、次年度以降も継続する予定である。

今後は、振り返りの機会(会議)には交流先の通常学級の担任も参加することや、学期末の保護者面談の後に実施して、保護者からの情報や考えを反映させるなど、さらに充実を図っていくことである。

（日下 奈緒美）

第3章 まとめ

都道府県及び指定都市教育委員会を対象に行った「全国の小中学校の特別支援学級における「特別の教育課程」の編成と実施に関する調査」、3県を対象に行った「小・中学校の特別支援学級における「特別の教育課程」の編成と実施に関するアンケート調査」および、小学校特別支援学級での訪問調査を踏まえ、特別支援学級の教育課程編成に関する現状と課題について以下に整理する。

都道府県・指定市教育委員会対象の「全国の小中学校の特別支援学級における「特別の教育課程」の編成と実施に関する調査」調査結果から、①各教育委員会では、手引き等を作成したり、研修を設定したりして特別支援学級における指導の充実や教育課程の編成に向けた取り組みを行っていること、②学級担任の専門性の確保・向上・維持に関すること、③障害の程度や学年等が異なる児童生徒を対象とする特別支援学級の教育課程編成の在り方、④一つの学級に複数の障害種の児童生徒が在籍している場合の教育課程編成の仕方、⑤特別支援学級に在籍する児童生徒における交流及び共同学習の教育課程上の位置づけ等の現状や課題が把握された。

「小・中学校の特別支援学級における「特別の教育課程」の編成と実施に関するアンケート調査」では、3県に設置されている全ての特別支援学級を対象に教育課程編成と実施上の課題を調査した。3県に設置されている特別支援学級は、知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級が多かった。3県の結果は細かな部分では差異がみられたが、教育課程の内容・方法についての課題としては共通して「自立活動をどのように組み立てたらよいかわからない」「どこに視点、重点をおいて編成したらよいか分からない」という回答が多かった。また、教育課程の組織・運営面についての課題としては「教育課程の編成手順が分からない」「教育課程の編成の際、校内で特別支援学級の教員以外の教員との協議ができない」「保護者の要望にどのように対応して教育課程を編成したらよいか分からない」という回答が共通して多かった。各教育委員会では、手引き等を作成したり、研修を設定したりして特別支援学級における指導の充実や教育課程の編成に向けた取り組みを行っているにもかかわらず、教育現場には教育課程の編成や自立活動に関して、情報が十分に行き渡っていない現状があると考えられる。

特別支援学級に在籍している児童生徒は障害の程度や学年等が異なっており、児童生徒の実態を踏まえた特別支援学級の教育課程の編成と実施には難しさがある。このことは、教育委員会の調査結果や訪問調査でも検討事項として取り上げられていた。教育委員会が作成している特別支援学級の担当者のための手引きには、特別支援学級の教育課程の編成を、知的障害のある児童生徒の場合と知的障害のない児童生徒の場合に分けて例示しており、障害の程度や学年等が異なる児童生徒が在籍している学級の教育課程の編成例は例示されていない。この点については、今後検討していく大きな課題であると考えている。

学級担任の専門性の確保・向上・維持の課題に関しては、人事とも関係することである。

特別支援学級の人事は小・中学校の校長が行っており、特別支援学級の担任の多くは、教職経験は長いが特別支援学級の経験は5年未満の教員が担当している現状がある。都道府県教育委員会が直接介入できる部分ではないが、管理職研修の中で特別支援教育に関する内容の充実を図っていくことも必要なことではないかと考える。また、特別支援学級の教育課程を編成する際に、校内の教員がその検討に加わっていないことを考えると、特別支援学級の担任は、学校の中で孤軍奮闘していることが推測される。訪問調査を行った学校では、特別支援教育を校内研究のテーマに位置付けたり、特別支援学級担任と教務との打ち合わせを行ったりとさまざまな工夫がされているが校内の連携については、校内の雰囲気や教員の意識、校長のリーダーシップが大いに関係すると考えられる。

教育現場では、保護者との連携についても検討が必要な内容である。特に合理的配慮の内容を保護者と合意形成することやその内容を教育課程にどの程度反映していくのか等、今後より詳細に検討していく必要があるだろう。

特別支援学級の教育課程の編成を考えていく際には、校内連携のほかに他校の特別支援学級担任や特別支援学校との連携が進むと、情報交換や協議ができ、担当者の専門性の向上や指導内容の充実につながると思われる。しかしこれは、市町の規模や特別支援学級の設置率とも関係することである。さらに近隣に特別支援学校が設置されているかどうかでも、特別支援学級への支援や情報量は異なると思われる。特別支援学級や特別支援学校の設置状況により、一概に方向性を示すことは難しいが、少なくとも市町の教育委員会との連携を強め、担当者の専門性の向上を図り、日々の指導にあたることが重要である。

(小林 倫代)